

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成22年3月18日(2010.3.18)

【公開番号】特開2008-188225(P2008-188225A)

【公開日】平成20年8月21日(2008.8.21)

【年通号数】公開・登録公報2008-033

【出願番号】特願2007-25696(P2007-25696)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 3 4

A 6 3 F 7/02 3 0 4 Z

【手続補正書】

【提出日】平成22年1月27日(2010.1.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技機の電源が遮断された場合に、遊技機の電源が遮断される直前の遊技状態に関する情報を所定時間の間、記憶し、遊技機の電源復帰後に電源遮断直前の遊技状態から遊技が再開出来るバックアップ手段を設けた弾球遊技機において、

前記バックアップ手段は、電源が遮断される直前の遊技状態以外の遊技状態に関する情報も記憶可能であり、

電源復帰後に、前記バックアップ手段によって記憶された遊技状態のいずれの遊技状態からでも、遊技が再開できるようにしたことを特徴とする弾球遊技機。

【請求項2】

前記バックアップ手段により記憶される電源遮断直前の遊技状態以外の複数の遊技状態は、所定の経過時間後であることを特徴とする請求項1記載の弾球遊技機。

【請求項3】

前記バックアップ手段により記憶される電源遮断直前の遊技状態以外の複数の遊技状態は、遊技状態が変化したときであることを特徴とする請求項1記載の弾球遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 7

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 7】

前記課題を解決するために請求項1記載の遊技機は、遊技機の電源が遮断された場合に、遊技機の電源が遮断される直前の遊技状態に関する情報を所定時間の間、記憶し、遊技機の電源復帰後に電源遮断直前の遊技状態から遊技が再開出来るバックアップ手段を設けた弾球遊技機において、

前記バックアップ手段は、電源が遮断される直前の遊技状態以外の遊技状態に関する情報も記憶可能であり、

電源復帰後に、前記バックアップ手段によって記憶された遊技状態のいずれの遊技状態からでも、遊技が再開できるようにしたことを特徴とする弾球遊技機である。

【手続補正3】**【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0009**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【0009】**

電源が復帰すると、記憶されている遊技状態が表示される構成にし、その表示されている遊技状態（記憶されている遊技状態）より、一つの遊技状態を選択する構成が好適である。

また、本構成では、バックアップ手段によって記憶された遊技状態からの遊技の再開に起因して、前記バックアップ手段に記憶された複数の遊技状態に関する記憶を消去する構成が好適である。

遊技の再開に起因とは、一つの遊技状態を選択したことに起因してもよいし、実際に再開されると同時あるいは再開されて所定時間経過後でもよい。

記憶を消去する理由は、複数の遊技状態を記憶する構成であると不正に利用される可能性があるからである。具体的に言うと、家庭用ゲーム遊技機であれば、複数の状態を記憶可能にし、その記憶された複数の遊技状態のいずれの遊技状態からでも遊技が再開できるようにも、その記憶された複数の遊技状態を作り出したのは一人の遊技者であり、遊技を再開させるのも、その一人の遊技者なので何の問題もない（仮に記憶された遊技状態を作り出した人と遊技を再開させた人が異なっていたとしても、それは、遊技状態を作り出した人の了承を得たうえのはなしである）。一方、パチンコ遊技機の場合には、一つの遊技台で多くの遊技者が遊技を行うので、実際に遊技状態（記憶されている遊技状態）を作り出していくない人が他の人が作り出した有利な遊技状態から遊技を再開することができるようになってしまふからである（不正に利用される）。なお、従来のパチンコ遊技機ならば、遊技機への電源が遮断される直前の遊技状態しか記憶されないので、不正を行うものが意図的に遊技機の電源は遮断しても、遮断されたときの遊技状態に戻るだけであるので、何のメリットもない。

【手続補正4】**【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0014**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【0014】**

請求項1記載の発明によれば、電源遮断直前の遊技状態だけでなく、電源遮断直前よりも前の複数の遊技状態が記憶され、その記憶された複数の遊技状態のいずれの状態からでも遊技が再開できるので、特殊な遊技機であっても遊技者に不利益を与えることを極力防止できる。また、遊技者を納得させることが容易になる。

また、上述したように、複数の遊技状態が記憶され、その記憶された複数の遊技状態のいずれの状態からでも遊技が再開できる構成であると不正に利用される可能性がでてしまふが、遊技の再開に起因して、記憶されている複数の遊技状態に関する記憶が消去されるようにすれば、不正に利用されることはない。

請求項2記載の発明によれば、記憶される複数の遊技状態を所定の経過時間後にして、復帰させる遊技状態が、細かく選べるようになる。

請求項3記載の発明によれば、記憶される複数の遊技状態を遊技状態が変化したときにしたので、復帰させる状態が明確に分かるようになる。